

手

社援基発 0705 第 2 号
平成 25 年 7 月 5 日

都道府県
各 指定都市 民主主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



第 26 回介護福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

なお、第 26 回介護福祉士国家試験の概要につきましては、下記のとおりです。

1. 介護福祉士国家試験の概要

(1) 試験期日

- ア 筆記試験 平成 26 年 1 月 26 日（日曜日）
イ 実技試験 平成 26 年 3 月 2 日（日曜日）

(2) 試験地

ア 筆記試験

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、
大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、
高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 実技試験

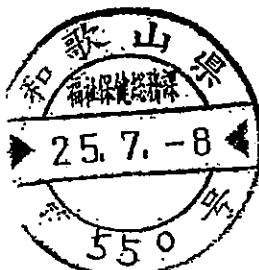
北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、
香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 試験科目

ア 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解



領域：介護

　介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程

領域：こころとからだのしくみ

　発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだ
のしくみ

総合問題（上の3領域の知識・技術について横断的に問う問題を、事例
形式で出題）

イ 実技試験 介護等に関する専門的技能

（4）受験資格

次のいずれかに該当する者

ア 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定
に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29
号）と、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格
の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶
第30号）に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者（平
成26年1月25日までに3年以上従事する見込みの者を含む）

イ ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校または中等
教育学校で、文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した所で3年以
上（専攻科において2年以上必要な知識・技能を修得する場合は、2
年以上）介護福祉士として必要な知識・技能を修得した者（平成26
年3月31日までに修得する見込みの者を含む）

② 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、社会福
祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第
2号）別表第5に定める高等学校等に関する教科目・単位数を修めて、
同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

③ 学校教育法による高等学校または中等教育学校（専攻科及び別科を
除く）において、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改
正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改
正前の施行規則（以下「旧施行規則」という）別表第1に定める教科
目・単位数を修めて卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する
見込みの者を含む）

④ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において旧施行規則
別表第1に定める教科目・単位数を修めて、同法第90条第2項の規
定により大学への入学を認められた者

⑤ 学校教育法による高等学校または中等教育学校の専攻科（修業年限

2年以上のものに限る)において、旧施行規則別表第2に定める科目・単位数を修めて卒業した者(平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む)

⑥ 平成26年3月31日までに、学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校で、文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した所に入学し、当該学校で3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識・技能を修得する場合は、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識・技能を修得した者で、介護等の業務に9か月以上従事した者(平成26年1月25日までに9か月以上従事する見込みの者を含む)

(5) 合格者の発表

平成26年3月27日(木)午後に、厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

(6) 受験手続

ア 受験書類の受付期間

平成25年8月7日(水)から9月6日(金)

※当日消印のあるものに限り有効

イ 受験書類の提出先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

(7) 受験手数料

10,650円

(8) 試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地 150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

電話番号 03(3486)7521

試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声およびファクシミリ)

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

2. 介護福祉士国家試験委員の公告

試験委員長 根本 嘉昭

副委員長 朝倉 京子

川手 信行

白井 正樹

谷口 敏代

遠藤 英俊

峯尾 武巳

川井太加子

山野 英伯

委員（筆記）

上之園佳子

稻谷ふみ枝

大原 昌樹

小澤 温

岸川 洋治

小林 理

白石 旬子

津田理恵子

服部 英幸

平野 方紹

山田 幸子

天野 由以

井上 善行

岡 京子

笠原 幸子

北村 世都

五味 郁子

鈴木 聖子

東海林初枝

鳩間亜紀子

廣瀬 圭子

吉浦 輪

飯干紀代子

岩井 恵子

奥田 都子

金澤 章

藏野ともみ

櫻山 豊夫

竹内 美幸

永井 優子

花畠 明美

柊崎 京子

吉賀 成子

伊藤 秀一

梅垣 宏行

小倉 育

叶谷 由佳

小池 竜司

澤 宣夫

辻 哲也

中村 大介

阪東美智子

本名 靖

委員（実技）

石井 忍

大崎 千秋

金津 春江

木村 晴恵

嶋田 直美

田口 潤

野村 敬子

眞鍋 誠子

山中由美子

横井 光治

泉 佳代子

岡田 史

鎌田 恵子

三瓶 典子

高岡 理恵

徳重 柳子

畠山 仁美

三木真生子

山根 淳子

吉田 清子

伊藤 優子

織田 知美

釜土 禮子

柴田 範子

高橋美岐子

中村 幸子

福沢 節子

壬生 尚美

山本かの子

井上 理絵

加藤美智子

河本 由美

柴山志穂美

高橋 泰徳

鍋島恵美子

藤田 秀剛

三宅 道子

山谷里希子



(号外)
独立行政法人国立印刷局

介護福祉士試験委員の公告(同)

平成二十五年不動産鑑定士試験短答式

三

省

令

〔公 告〕

〔諸事項〕

官廳

独立行政法人平和祈念事業特別基金

平成二十四事業年度財務諸表関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預

証書紛失に伴う証書の無効、企業年

金基金合併関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、

漁船およびその所有者の所在を尋ね

る公告関係

会社その他

会社決算公告

空

七

三

一

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

平成25年度中小企業・小規模事業者向け契約目標（公庫等内訳）

(単位：百万円)

公 庫 等 名	中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 額 (A)					B/A (%)						
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人空港周辺整備機構	2	73	22	96	1	71	16	89	75.7	98.0	75.0	92.5
独立行政法人住宅金融支援機構	444	142	11,172	11,758	233	71	7,832	8,136	52.4	50.1	70.1	69.2
県境省所管計	2,911	1,410	11,013	15,334	2,287	1,124	4,289	7,699	78.6	79.7	38.9	50.2
独立行政法人国土交通研究所	2,679	1,397	7,611	11,688	2,143	1,118	2,664	5,925	80.0	80.0	35.0	50.7
独立行政法人環境再生保全機構	83	—	445	529	71	—	176	246	84.8	—	39.5	46.6
独立行政法人原子力安全基盤機構	149	12	2,957	3,117	73	6	1,449	1,528	49.0	49.0	49.0	49.0
防衛省所管												
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	417	—	142	559	403	—	87	490	96.6	—	61.2	87.6
公 庫 等 計	1,291,385	835,377	951,190	3,077,952	842,447	383,730	560,912	1,787,088	65.2	45.9	59.0	58.1

障害福祉

国際組織

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第3項において準用する第6条の規定により、第26回介護福祉士国家試験を次のとおり実行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財團法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成25年7月5日 厚生労働大臣 田村 鶴久

1 試験期日

(1) 筆記試験 平成26年1月26日（日曜日）

(2) 実技試験 平成26年3月2日（日曜日）

2 試験地

(1) 筆記試験 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

3 試験科目

(1) 筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション

ミニケーション 社会の理解

領域：介護

介護の基本 コミュニケーション技術

生活支援技術 介護過程

領域：ここにからだのしくみ

発達と老化の理解 認知症の理解

障害の理解 ここにからだのしくみ

総合問題（3領域（人間と社会、介護、こころとかだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

（2）実技試験 介護等に関する専門的技能

（3）試験の方法

（4）試験の実施

ア 身体に障害のある者については、その申告により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ 経済連携協定（EPA）に基づく外国人用紙に加え、全ての漢字にぶりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

（1）筆記試験の出題形式は五択形式を基本とす

る多肢選択形式とし、出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。

（2）実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けができる。

（3）実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けができる。

（4）ア 平成25年4月1日から平成25年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第25条第4項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

イ 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成21年度以降入学者に限る。）

ウ 平成25年12月31日までに法に基づく実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者

（5）出願基準を別途定め、公益財團法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

又就業資格
） 次に該当する者として、介護等の業務に3年以上従事した者。（平成26年1月25日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）
ア 専用看護師法（昭和22年法律第161号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、児童福祉法（昭和22年法律第161号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、及び重症心身障害児施設を含む。）の在所職員の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導員担当職員、作業療法士、理学療法士、職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお前との例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者福祉施設及び同法第31条に規定する身体障害者受産施設に限る。）、同法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
ウ 生活保護法（昭和25年法律第114号）に規定する敬老施設及び更生施設の介護職員
エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
オ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行探護、行動探護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（重度障害者等を包括支援において提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助又は養護介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

介護保険法第42条の2に規定する指定する介護職員
の指定訪問入浴介護（指定居宅サービス）
該当する介護保険法第8条第3項に規定する
訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防
第8条の2第3項に規定する介護予防短期
入所生活介護をいう。）を行う施設（老人
介護サービスセンター及び老人短期入所施設
を除く。）の介護職員
ケ 指定訪問入浴介護（指定居宅サービス）
該当する介護保険法第8条第3項に規定
する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予
防第8条の2第3項に規定する介護予防短期
入所生活介護をいう。）の訪問介護員
リ 指定通所介護（指定居宅サービス）に該
する介護保険法第8条第7項に規定する
所介護をいう。）若しくは指定介護予防通
介護（指定介護予防サービスに該当する同
法第8条の2第7項に規定する介護予防所
所介護をいう。）又は指定短期入所生活介
護（指定居宅サービスに該当する同法第8
条に規定する短期入所生活介護を
いう。）若しくは指定介護予防短期入所生活
介護（指定介護予防サービスに該当する同
法第8条の2第9項に規定する介護予防短
期入所生活介護をいう。）を行なう施設（老
人介護サービスセンター及び老人短期入所施
設を除く。）の介護職員
メ 指定訪問入浴介護（指定居宅サービ
ス）
該当する介護保険法第8条第3項に規定
する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予
防第8条の2第3項に規定する介
護予防第8条の2第3項に規定する介
護予防短期入浴介護をいう。）の介護職員
コ 指定期巡回・随時対応型訪問介護員
(介護保険法第42条の2に規定する指定
域密着型サービス（以下「指定地域密着
サービス」という。）に該当する同法第8
条第15項に規定する定期巡回・随時対応型
間介護看護をいう。）の訪問介護員

う。)の訪問介護員
シ 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
ス 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者
セ 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者
ソ 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者
タ 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短

予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行なう施設の介護職員
チ 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいふ）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいふ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいふ。）を行なう施設の介護職員
ツ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であつて、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者、障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるなどとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者受産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場）、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をることができるなどとされた同法附則第58条第1項に規定する知的障害者保護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム及び独立

行政法人國立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人國立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は障害者総合施設(「障害者の設置及び運営について」)(平成14年8月29日付け厚生労働省発社署第0829002号)別紙1(「障害者総合サービス事業実施要領」に基づく障害者総合サービス事業を行っているものに限る。)の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者を含む。

テ 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ト 健康保険法等の一一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第1項に規定する指定介護認定型医療施設であつて、同法第8条第26項に規定する疾患病床率等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その他の主たる業務が介護等の業務である者

ナ 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人医療機関病棟入院料」又は「診療所老人医療機関料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ ハンセン病療養所における介護員等その他の業務が介護等の業務である者

メ 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員、「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等相当職員を除く。)
ビ 「在宅重度障害者通所授護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第1655号)別添(在宅重度障害者通所授護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所授護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
フ 「知的障害者通所授護事業実施費の国庫補助について」(昭和51年4月11日付け県第67号)別添(知的障害者通所授護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所授護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
ヘ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」別記11(6)に基づく「日中一時支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員、「地域生活支援事業実施要綱」の一部改正について(平成19年6月18日付け障第0613001号厚生労働省社会福祉局障害者保健福祉部長通知)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(1)に基づく「経済的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者を含む。

示「地域福祉センターの設置運営について」
(平成6年6月23日付け社援地第74号)別
紙(地域福祉センター設備運営要綱)に基づ
く地域福祉センターの職員のうち、その
主たる業務が介護等の業務である者
マ 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要
綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に
関する基準について」(昭和63年12月13日付
け社医発第414号)に基づく原子爆弾被爆
者養護ホームの介護職員

ミ 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原
子爆弾被爆者デイサービス事業の実施につ
いて」(平成5年7月15日付け健医発第65
号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービ
ス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホーム
における原子爆弾被爆者ショートステイ事
業の実施について」(平成5年7月15日付け
健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆
者ショートステイ事業」を行っている施設
の介護職員

ム 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業につい
て」(昭和50年9月19日付け衛第547号)
別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営
要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派
遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

メ 介護等の便宜を供与する事業を行う者に
使用される者のうち、その主たる業務が介
護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、
局長通知に掲げるものを除き、次のような
事業であること。

(カ) 地方公共団体が定める条例、実施要綱
等に基づいて行われる事業であって、介
護等の業務を行っているもの

(キ) 介護保険法第42条第1項第2号に規定
する基準該当居宅サービス(以下「基準
該当居宅サービス」という。)又は同法第
51条第1項第2号に規定する基準該当介
護予防サービス(以下「基準該当介護予
防サービス」という。)を行う事業

(セ) 障害者総合支援法第30条第1項第2号
に規定する基準該当障害福祉サービスを
行う事業

(2) 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非常利法人が実施する事業（これらの方から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第63条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに準ずるもの

(4)・社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非常利法人が実施する事業（これらの方から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

イ 次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合は、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成26年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、社会福祉士介護福祉士学術指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

ウ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業する者（平成26年3月31日までに卒業する旨の者を含む。）

工 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において日施行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）において日施行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

カ 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、5の(1)のアからメの業務に9月以上従事した者（平成26年1月25日までに9月以上従事する見込みの者を含む。）

受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア 受験申込書 施行規則様式第5により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

(4) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ 5の(1)又は(2)の方に該当する者が提出する書類 勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書にあっては、平成26年1月31日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

ウ 5の(2)に該当する者が提出する書類 学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する

書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込み証明書）
なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書を提出すること（平成20年度以前に入学した者であって、本業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに本業証明書及び履修証明書を提出すること）。

おつて、試験に合格した場合であっても、当該見込証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

工 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

キ 前回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。おつて、実務者研修修了した者にあっては、実技試験免除申請取下書を平成26年1月10日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受け付けは、平成26年1月10日（金曜日）午後5時とする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までの間は休く。）

ア 受験に関する書類は、6の(1)において別添する「受験に関する書類」に定めるものを除き、平成25年8月7日（水曜日）から平成25年9月6日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として提出した者にあっては、平成26年1月31日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該

書類の返還及び試験地の変更は認めない。

（3）受験手数料

ア 受験手数料は、10,650円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

（4）受験票の交付

ア 番記試験受験票は、平成25年12月6日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ 実技試験受験票は、番記試験の合格者（4の(4)により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成26年2月14日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

（5）携帯電話等の通信機器の持込みについて

不正行為等の防止の観点から、試験会場には

携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止す

る。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。なお、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

（6）受験手数料の考え方

（1）筆記試験

次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア 問題の総得点の60%程度を基準として、

問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

（7）受験手数料の考え方

現住所又は連絡先に変更を生じたときは、

その都度氏名及び受験番号を明らかにし

て、その旨を公益財団法人社会福祉振興・

試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

- イ アを満たした者のうち、以下の試験科目
10科目群すべてにおいて得点があつた者で
あること。
 ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間
関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
③社会の理解 ④生活支援技術
⑤介護過程 ⑥発達と老化の理解
⑦認知症の理解 ⑧障害の理解 ⑨ここごろと
からだのしくみ ⑩総合問題
- (2) 実技試験
課題の総得点の60%程度を基準として、課
題の難易度で補正した点数以上の得点の者を
実技試験の合格者とする。
- 9 合格者の発表
- (1) 試験の合格者は、平成26年3月27日(木曜
日)午後に、厚生労働省及び公益財団法人社
会福祉振興・試験センターにその受験番号を
掲示して発表することも、公益財団法人社
会福祉振興・試験センターのホームページ上
に合格者の受験番号を掲載する。
- (2) 合格者には、介護福祉士国家試験合格証書
を平成26年3月27日(木曜日)に投函し郵送
により交付する。
- (3) 5の(1)又は(2)の方に該当する者で、実務経
験見込証明書を提出したものについては、6
の(1)のイに示した期日までに実務経験証明書
の提出がないときは、当該受験を無効とする。
- (4) 5の(2)に該当する合格者で、卒業見込証明
書を提出したもの(平成20年度以前に入学し
た者にあっては、卒業見込証明書及び履修見
込み証明書)について、平成26年3月31日
(月曜日)までに卒業することを条件として
合格させることとし、卒業証明書(平成20年
度以前に入學した者にあっては、卒業証明書
及び履修証明書)が提出された日(以降に合格
証書を投函し郵送により交付する。当該證明
書の提出がないときは、当該受験を無効とす
る)。
- (5) 4の(4)のア又ははウによる実技試験の免除
を申請した者の中、介護技術講習受講決定
通知書を提出した者又は実務者研修修了見込
証明書を提出した者(6の(1)のキに示した期
日までに、実技試験免除申請取下書を提出し
た者を除く。)にあっては、6の(1)のオに示し
た期日までに介護技術講習修了証明書又は実
務者研修修了証明書の提出がないときは、當
該受験を無効とする。

- 10 受験の申込みに必要な書類の請求
申込みに必要な書類の請求は、原則として公益
財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ
上の請求窓口又は郵便はがきによつて行
うこととし、郵便はがきの場合、はがきの裏
面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番
号並びに受験の手引等の必要数(介護福祉士受
験の手引等〇人分請求)と記載すること。)を明
記して公益財団法人社会福祉振興・試験セン
ターに申し込むこと。
- 11 その他
- (1) 試験の詳細については、公益財団法人社会
福祉振興・試験センターが発行する「受験の
手引」を参照すること。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため
別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配
慮を希望する者は、あらかじめ受験申込み時に
その旨を申し出ること。
- 12 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉
振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目
5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)
7559(音声及びファクシミリ) ホームページ
http://www.sssc.or.jp/
- 13 介護福祉士試験委員の公告
第2回介護福祉士国家試験の試験委員を次のと
おり公告する。
- 平成25年7月5日
- | 委員 | 姓 | 名 | 性別 | 年齢 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 辻 哲也 | 津田理恵子 | 東海林初枝 | 女性 | 1275 |
| 永井 優子 | 中村 大介 | 服部 英幸 | 男性 | 1284 |
| 鶴間由紀子 | 花畠 明美 | 阪東美智子 | 女性 | 1285 |
| 平野 方紹 | 圭子 | 吉浦 吉浦 | 女性 | 1294 |
| 吉賀 成子 | 幸子 | 輪 吉浦 | 女性 | 1295 |
| 石井 忍 | 泉 佳代子 | 大崎 千秋 | 女性 | 1310 |
| 井上 理絵 | 大崎 千秋 | 加藤美智子 | 女性 | 1315 |
| 織田 錦田 | 金土 祐子 | 河本 沢田 | 女性 | 1321 |
| 木村 喜美 | 三瓶 直美 | 柴田 高橋 | 女性 | 1330 |
| 柴山志穂美 | 高橋典子 | 河田 金津 | 女性 | 1331 |
| 高橋美岐子 | 高橋典子 | 岡田 金津 | 女性 | 1332 |
| 柳子 敏子 | 高橋典子 | 岡田 金津 | 女性 | 1333 |
| 柳子 敏子 | 高橋典子 | 岡田 金津 | 女性 | 1334 |
| 藤田 徳重 | 中村 幸子 | 高橋典子 | 女性 | 1335 |
| 野村 孝子 | 仁美 | 高橋典子 | 女性 | 1336 |
| 藤田 秀剛 | 廣銅 道子 | 高橋典子 | 女性 | 1337 |
| 壬生 尚美 | 三宅 道子 | 高橋典子 | 女性 | 1338 |
| 山根 浩子 | 山本かの子 | 高橋典子 | 女性 | 1339 |
| 横井 光治 | 山谷里希子 | 高橋典子 | 女性 | 1340 |
| 吉田 清子 | 横井 光治 | 高橋典子 | 女性 | 1341 |
| 1394 | 1395 | 1396 | 1280 | |
| 1410 | 1414 | 1430 | 1287 | |
| 1437 | 1438 | 1444 | 1308 | |
| 1455 | 1459 | 1464 | 1320 | |
| 1468 | 1471 | 1472 | 1327 | |
| 1476 | 1484 | 1491 | 1354 | |
| 1495 | 1504 | 1515 | 1355 | |
| 1519 | 1520 | 1528 | 1356 | |
| 1544 | 1549 | 1550 | 1357 | |
| 1554 | 1555 | 1556 | 1358 | |
| 1559 | 1569 | 1571 | 1359 | |
| 1575 | 1579 | 1581 | 1360 | |
| 1586 | 1587 | 1591 | 1361 | |
| 1596 | 1597 | 1598 | 1362 | |
| 1604 | 1609 | 1611 | 1363 | |
| 1617 | 1620 | 1628 | 1364 | |
| 1633 | 1636 | 1639 | 1365 | |
| 1641 | 1643 | 1645 | 1366 | |
| 1648 | 1649 | 1651 | 1367 | |
| 1659 | 1665 | 1666 | 1368 | |
| 1671 | 1675 | 1677 | 1369 | |
| 1679 | 1683 | 1684 | 1370 | |
| 1686 | 1690 | 1691 | 1371 | |
| 1696 | 1700 | 1709 | 1372 | |
| 1698 | 1703 | 1710 | 1373 | |
| 1699 | 1707 | 1718 | 1374 | |
| 1703 | 1714 | 1721 | 1375 | |
| 1713 | 1722 | 1729 | 1376 | |
| 1714 | 1723 | 1730 | 1377 | |
| 1721 | 1732 | 1739 | 1378 | |
| 1722 | 1733 | 1740 | 1379 | |
| 1729 | 1734 | 1743 | 1380 | |
| 1731 | 1740 | 1750 | 1381 | |
| 1731 | 1743 | 1755 | 1382 | |
| 1731 | 1744 | 1756 | 1383 | |
| 1731 | 1745 | 1757 | 1384 | |
| 1731 | 1746 | 1764 | 1385 | |
| 1731 | 1747 | 1772 | 1386 | |
| 1731 | 1748 | 1776 | 1387 | |
| 1731 | 1749 | 1780 | 1388 | |
| 1731 | 1750 | 1784 | 1389 | |
| 1731 | 1751 | 1788 | 1390 | |
| 1731 | 1752 | 1792 | 1391 | |
| 1731 | 1753 | 1796 | 1392 | |
| 1731 | 1754 | 1800 | 1393 | |
| 1731 | 1755 | 1804 | 1394 | |
| 1731 | 1756 | 1808 | 1395 | |
| 1731 | 1757 | 1812 | 1396 | |
| 1731 | 1758 | 1816 | 1397 | |
| 1731 | 1759 | 1820 | 1398 | |
| 1731 | 1760 | 1824 | 1399 | |
| 1731 | 1761 | 1828 | 1400 | |
| 1731 | 1762 | 1832 | 1401 | |
| 1731 | 1763 | 1836 | 1402 | |
| 1731 | 1764 | 1840 | 1403 | |
| 1731 | 1765 | 1844 | 1404 | |
| 1731 | 1766 | 1848 | 1405 | |
| 1731 | 1767 | 1852 | 1406 | |
| 1731 | 1768 | 1856 | 1407 | |
| 1731 | 1769 | 1860 | 1408 | |
| 1731 | 1770 | 1864 | 1409 | |
| 1731 | 1771 | 1868 | 1410 | |
| 1731 | 1772 | 1872 | 1411 | |
| 1731 | 1773 | 1876 | 1412 | |
| 1731 | 1774 | 1880 | 1413 | |
| 1731 | 1775 | 1884 | 1414 | |
| 1731 | 1776 | 1888 | 1415 | |
| 1731 | 1777 | 1892 | 1416 | |
| 1731 | 1778 | 1896 | 1417 | |
| 1731 | 1779 | 1900 | 1418 | |
| 1731 | 1780 | 1904 | 1419 | |
| 1731 | 1781 | 1908 | 1420 | |
| 1731 | 1782 | 1912 | 1421 | |
| 1731 | 1783 | 1916 | 1422 | |
| 1731 | 1784 | 1920 | 1423 | |
| 1731 | 1785 | 1924 | 1424 | |
| 1731 | 1786 | 1928 | 1425 | |
| 1731 | 1787 | 1932 | 1426 | |
| 1731 | 1788 | 1936 | 1427 | |
| 1731 | 1789 | 1940 | 1428 | |
| 1731 | 1790 | 1944 | 1429 | |
| 1731 | 1791 | 1948 | 1430 | |
| 1731 | 1792 | 1952 | 1431 | |
| 1731 | 1793 | 1956 | 1432 | |
| 1731 | 1794 | 1960 | 1433 | |
| 1731 | 1795 | 1964 | 1434 | |
| 1731 | 1796 | 1968 | 1435 | |
| 1731 | 1797 | 1972 | 1436 | |
| 1731 | 1798 | 1976 | 1437 | |
| 1731 | 1799 | 1980 | 1438 | |
| 1731 | 1800 | 1984 | 1439 | |
| 1731 | 1801 | 1988 | 1440 | |
| 1731 | 1802 | 1992 | 1441 | |
| 1731 | 1803 | 1996 | 1442 | |
| 1731 | 1804 | 2000 | 1443 | |
| 1731 | 1805 | 2004 | 1444 | |
| 1731 | 1806 | 2008 | 1445 | |
| 1731 | 1807 | 2012 | 1446 | |
| 1731 | 1808 | 2016 | 1447 | |
| 1731 | 1809 | 2020 | 1448 | |
| 1731 | 1810 | 2024 | 1449 | |
| 1731 | 1811 | 2028 | 1450 | |
| 1731 | 1812 | 2032 | 1451 | |
| 1731 | 1813 | 2036 | 1452 | |
| 1731 | 1814 | 2040 | 1453 | |
| 1731 | 1815 | 2044 | 1454 | |
| 1731 | 1816 | 2048 | 1455 | |
| 1731 | 1817 | 2052 | 1456 | |
| 1731 | 1818 | 2056 | 1457 | |
| 1731 | 1819 | 2060 | 1458 | |
| 1731 | 1820 | 2064 | 1459 | |
| 1731 | 1821 | 2068 | 1460 | |
| 1731 | 1822 | 2072 | 1461 | |
| 1731 | 1823 | 2076 | 1462 | |
| 1731 | 1824 | 2080 | 1463 | |
| 1731 | 1825 | 2084 | 1464 | |
| 1731 | 1826 | 2088 | 1465 | |
| 1731 | 1827 | 2092 | 1466 | |
| 1731 | 1828 | 2096 | 1467 | |
| 1731 | 1829 | 2100 | 1468 | |
| 1731 | 1830 | 2104 | 1469 | |
| 1731 | 1831 | 2108 | 1470 | |
| 1731 | 1832 | 2112 | 1471 | |
| 1731 | 1833 | 2116 | 1472 | |
| 1731 | 1834 | 2120 | 1473 | |
| 1731 | 1835 | 2124 | 1474 | |
| 1731 | 1836 | 2128 | 1475 | |
| 1731 | 1837 | 2132 | 1476 | |
| 1731 | 1838 | 2136 | 1477 | |
| 1731 | 1839 | 2140 | 1478 | |
| 1731 | 1840 | 2144 | 1479 | |
| 1731 | 1841 | 2148 | 1480 | |
| 1731 | 1842 | 2152 | 1481 | |
| 1731 | 1843 | 2156 | 1482 | |
| 1731 | 1844 | 2160 | 1483 | |
| 1731 | 1845 | 2164 | 1484 | |
| 1731 | 1846 | 2168 | 1485 | |
| 1731 | 1847 | 2172 | 1486 | |
| 1731 | 1848 | 2176 | 1487 | |
| 1731 | 1849 | 2180 | 1488 | |
| 1731 | 1850 | 2184 | 1489 | |
| 1731 | 1851 | 2188 | 1490 | |
| 1731 | 1852 | 2192 | 1491 | |
| 1731 | 1853 | 2196 | 1492 | |
| 1731 | 1854 | 2200 | 1493 | |
| 1731 | 1855 | 2204 | 1494 | |
| 1731 | 1856 | 2208 | 1495 | |
| 1731 | 1857 | 2212 | 1496 | |
| 1731 | 1858 | 2216 | 1497 | |
| 1731 | 1859 | 2220 | 1498 | |
| 1731 | 1860 | 2224 | 1499 | |
| 1731 | 1861 | 2228 | 1500 | |
| 1731 | 1862 | 2232 | 1501 | |
| 1731 | 1863 | 2236 | 1502 | |
| 1731 | 1864 | 2240 | 1503 | |
| 1731 | 1865 | 2244 | 1504 | |
| 1731 | 1866 | 2248 | 1505 | |
| 1731 | 1867 | 2252 | 1506 | |
| 1731 | 1868 | 2256 | 1507 | |
| 1731 | 1869 | 2260 | 1508 | |
| 1731 | 1870 | 2264 | 1509 | |
| 1731 | 1871 | 2268 | 1510 | |
| 1731 | 1872 | 2272 | 1511 | |
| 1731 | 1873 | 2276 | 1512 | |
| 1731 | 1874 | 2280 | 1513 | |
| 1731 | 1875 | 2284 | 1514 | |
| 1731 | 1876 | 2288 | 1515 | |
| 1731 | 1877 | 2292 | 1516 | |
| 1731 | 1878 | 2296 | 1517 | |
| 1731 | 1879 | 2300 | 1518 | |
| 1731 | 1880 | 2304 | 1519 | |
| 1731 | 1881 | 2308 | 1520 | |
| 1731 | 1882 | 2312 | 1521 | |
| 1731 | 1883 | 2316 | 1522 | |
| 1731 | 1884 | 2320 | 1523 | |
| 1731 | 1885 | 2324 | 1524 | |
| 1731 | 1886 | 2328 | 1525 | |
| 1731 | 1887 | 2332 | 1526 | |
| 1731 | 1888 | 2336 | 1527 | |
| 1731 | 1889 | 2340 | 1528 | |
| 1731 | 1890 | 2344 | 1529 | |
| 1731 | 1891 | 2348 | 1530 | |
| 1731 | 1892 | 2352 | 1531 | |
| 1731 | 1893 | 2356 | 1532 | |
| 1731 | 1894 | 2360 | 1533 | |
| 1731 | 1895 | 2364 | 1534 | |
| 1731 | 1896 | 2368 | 1535 | |
| 1731 | 1897 | 2372 | 1536 | |
| 1731 | 1898 | 2376 | 1537 | |
| 1731 | 1899 | 2380 | 1538 | |
| 1731 | 1900 | 2384 | 1539 | |
| 1731 | 1901 | 2388 | 1540 | |
| 1731 | 1902 | 2392 | 1541 | |
| 1731 | 1903 | 2396 | 1542 | |
| 1731 | 1904 | 2400 | 1543 | |
| 1731 | 1905 | 2404 | 1544 | |
| 1731 | 1906 | 2408 | 1545 | |
| 1731 | 1907 | 2412 | 1546 | |
| 1731 | 1908 | 2416 | 1547 | |
| 1731 | 1909 | 2420 | 1548 | |
| 1731 | 1910 | 2424 | 1549 | |
| 1731 | 1911 | 2428 | 1550 | |
| 1731 | 1912 | 2432 | 1551 | |
| 1731 | 1913 | 2436 | 1552 | |
| 1731 | 1914 | 2440 | 1553 | |
| 1731 | 1915 | 2444 | 1554 | |
| 1731 | 1916 | 2448 | 1555 | |
| 1731 | 1917 | 2452 | 1556 | |
| 1731 | 1918 | 2456 | 1557 | |
| 1731 | 1919 | 2460 | 1558 | |
| 1731 | 1920 | 2464 | 1559 | |
| 1731 | 1921 | 2468 | 1560 | |
| 1731 | 1922 | 2472 | 1561 | |
| 1731 | 1923 | 2476 | 1562 | |
| 1731 | 1924 | 2480 | 1563 | |
| 1731 | 1925 | 2484 | 1564 | |
| 1731 | 1926 | 2488 | | |

第26回介護福祉士国家試験の概要

1 試験の日時及び試験科目

(1) 筆記試験

※()内の時間は、「身体に障害のある方等の受験上の配慮」の場合の時間です。

試験日	試験時間	試験科目
平成26年1月26日 (日曜日)	10時00分～11時50分 弱視等受験者(1.3倍) (10時00分～12時25分) 点字等受験者(1.5倍) (10時00分～12時45分)	[領域:人間と社会] 人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解 [領域:介護] 介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程
	13時45分～15時25分 弱視等受験者(1.3倍) (13時45分～15時55分) 点字等受験者(1.5倍) (13時45分～16時15分)	[領域:こことからだのしくみ] 発達と老化の理解 認知症の理解 障害の理解 こことからだのしくみ [総合問題] 総合問題

(2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成26年3月2日 (日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する。	介護等に関する専門的技能

2 試験地

筆記試験(32か所)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

実技試験(12か所)

北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3 受験資格

- (1) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の介護職員など、主たる業務が介護等の業務である方、訪問介護事業所の訪問介護員(ホームヘルパー)などで、介護等の業務に従事(在職期間が3年以上、実働日数が540日以上)した方(平成26年1月25日までに3年以上等の受験資格を満たす方を含みます)
- (2) 高等学校又は中等教育学校(専攻科を含む)において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した方(平成26年3月31日までに卒業見込みの方を含みます)
- (3) 特例高等学校(専攻科を含む)において、福祉に関する所定の教科目及び単位を修めて卒業した後、介護等の業務に従事(在職期間:9ヶ月以上、実働日数135日以上)した方(平成26年1月25日までに9ヶ月以上等の受験資格を満たす方を含みます)

4 受験手数料 10,650円

5 受験申込書の受付(提出)期間

平成25年8月7日(水曜日)から9月6日(金曜日)(消印有効)まで

※受験を希望される方は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類『受験の手引』を取り寄せる必要があります。

6 出題基準等

介護福祉士国家試験の「出題基準」等については、当センターのホームページに掲載するとともに、冊子として刊行しています。

7 合格者の発表

平成26年3月27日(木曜日)

合格者の受験番号、合格基準点及び筆記試験正答をホームページに掲載・合格証書投函

第26回介護福祉士国家試験『受験の手引』の請求方法等について

1. 試験日

筆記試験 平成26年1月26日(日)
実技試験 平成26年3月2日(日)

2. 受験申込書の受付期間

平成25年8月7日(水)～9月6日(金)まで(消印有効)

3. 申し込みの手続き方法

受験の申し込みに必要な書類(第26回介護福祉士国家試験『受験の手引』)を次の【『受験の手引』の請求方法】により請求し、受験申込書及び必要な書類を完備して、受付期間内に郵送により提出してください。
なお、受験の申し込みにあたっては、受験資格があることを、よく確認してください。

4. 『受験の手引』の請求方法

次の①②のいずれかの方法により請求してください。

なお、次の点に留意してください。

- ・『受験の手引』は、請求してからお手許に届くまでには数日間かかりますので、7月上旬から遅くとも8月30日(金)までに請求してください。
- ・『受験の手引』は、ヤマト運輸のメール便または宅急便で7月5日以降に発送します。
- ・発送は日本国内に限ります。

① ホームページで請求する場合(スマートフォンからも請求できます)

当センターHP(<http://www.sssc.or.jp/>)から請求できます。

インターネットに接続できる携帯電話を使って、「受験の手引」の請求ができます。

携帯電話のアドレスは、<http://www.sssc.or.jp/mobile/>です。

携帯電話からの請求は、『NTTドコモ(iモード)』『SoftBank(Yahoo!ケータイ)』『au(EZweb)』から可能です。

② 郵便はがきで請求する場合

「はがき」の裏面に、あなたの「郵便番号」・「住所」・「氏名」・「電話番号」・「介護福祉士受験の手引()人分」と、必要数等を大きな文字ではっきりと記入して、当センターに郵送してください。

この「はがき」の裏面は、あなたに『受験の手引』を送付する際の「あて名ラベル」として使用しますので、正確に記入してください。

個人情報の保護

『受験の手引』の請求の際に取得した個人情報は、『受験の手引』の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。

5. 受験手数料

お送りする『受験の手引』の中には、受験手数料(10,650円)の払込用紙が同封されておりますので、ゆうちょ銀行(郵便局)、またはその他の金融機関の窓口で払い込んでください(ATM・ネットバンキング不可)。

6. 受験における注意事項

携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止について

不正行為等の防止の観点から、試験会場への携帯電話等の通信機器の持ち込みを一切禁止します。

この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持ち込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

特に、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とします。

これまでの実技試験において、この受験条件に違反したため、受験できなかった方、試験無効となつた方があります。

試験会場には、必ず公共交通機関を利用して来場してください。

7. お問い合わせ先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6

(試験情報案内専用電話) 03-3486-7559

※ 電話番号をよくお確かめのうえ、おかげ間違いのないようお願ひいたします。

(ホームページ) <http://www.sssc.or.jp/> (携帯電話専用QRコード)

